

洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洞爺湖町への定住及び移住を促進し、定住人口の増加と空き家の有効活用を図り地域経済の活性化に寄与することを目的に、洞爺湖町内において中古住宅を取得した者に対して、その費用の一部を補助するものとし、交付については、洞爺湖町補助金等交付規則（平成18年洞爺湖町規則30号）に定めるもののほか、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 3年以上住むことを前提として本町の住民基本台帳に登録され、生活の拠点が本町にあり、かつ、自ら所有する住宅に居住することをいう。
- (2) 住宅 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ床面積40㎡以上のものをいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 中古住宅 前号に掲げる住宅のうち、過去に人の居住用として使用されたことがある住宅をいう。
- (4) 町内在住者 現に本町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (5) 転入者 中古住宅の売買契約日以降に、本町へ転入（住民基本台帳の転入確定日）した者。ただし、転入前1年間本町の住民基本台帳に登録されたことのない者をいう。
- (6) 子育て世帯 申請日において、高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）以下の子供を扶養する夫婦又は親子の世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、申請時において市町村税等の滞納のない者とする。

- (1) 町内在住者及び転入者が自らの居住の用に供するために町内において、中古住宅を取得した者。ただし、住宅が共有名義の場合はその世帯主若しくは、持分割合が最も多い者とし、持分割合が同じ場合はいずれかの者とする。
- (2) 取得した住宅を住所地として、本町の住民基本台帳に登録されている者。
- (3) 補助金の交付を受けた日以後3年以上当該住宅に居住が見込まれる者。
- (4) この補助金の交付を既に受けていない者。
- (5) 補助対象者及び同居しようとする者が、洞爺湖町暴力団排除条例（平成24

年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとし、2世帯以上が入居する住宅の場合は、入居する世帯数にかかわらず1世帯とみなす。

- (1) 2親等以内の親族から取得した中古住宅ではないこと。
- (2) 令和5年4月1日以降に締結した売買契約により取得した中古住宅であり、かつ、契約締結日から2年以内のもの。
- (3) 国、北海道、町の公共工事の移転補償及び相続や贈与により取得した中古住宅でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住宅及びその土地の取得に要した費用(建物の登記が共有名義のときは、他の共有者の持分に係る部分の取得費用を含む。以下「取得費用」という。)に100分の10を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を30万円とする。ただし、次の各号に該当する者は、当該各号に定める額を加算した額を上限とする。

- (1) 転入者 10万円
- (2) 子育て世帯 10万円

2 前項で算出した補助金の額が、取得費用を上回る場合は、その上回った額を差し引くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中古住宅を取得した日(当該住宅の売買契約日)から1年以内に洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 続柄が記載された世帯全員の住民票
- (2) 登記簿謄本(登記事項証明書)の写し又は全部事項証明書の写し
- (3) 中古住宅の取得に係る売買契約書の写し
- (4) 中古住宅の取得に係る領収書等の写し
- (5) 住宅付近の位置図及び住宅の内外観写真
- (6) 補助対象者の市町村税等に滞納がないことを証明できる書類
- (7) 誓約書及び同意書(別記様式第2号)
- (8) その他町長が必要と認める書類等

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）及び指令書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金等交付請求書（別記様式第6号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取消し、返還を命ずることができる。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 交付決定者が住宅取得日から3年未満で町外に転出し、若しくは町内転居したとき又はその住宅を譲渡若しくは貸付けし、若しくは取壊し等で居住しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により取消したときは、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金取消通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（報告等）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該被交付者は、町長に対して速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。